

## 大阪府告示第1642号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、次のとおり門真市駅前地区市街地再開発組合（令和7年大阪府告示第784号）の定款及び事業計画の変更を認可した。

令和7年12月23日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 組合の名称  
門真市駅前地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間  
令和7年6月4日から令和15年3月31日まで
- 3 施行地区  
門真市新橋町の一部
- 4 事務所の所在地  
門真市新橋町3番1-1007号
- 5 設立認可の年月日  
令和7年6月4日
- 6 変更認可の年月日  
令和7年12月23日